

○岡山市男女共同参画社会推進センター条例

平成12年3月22日

市条例第35号

改正 平成13年9月26日市条例第49号

平成15年12月25日市条例第54号

平成20年12月25日市条例第79号

平成23年3月16日市条例第16号

平成25年3月25日市条例第9号

平成26年3月25日市条例第22号

平成31年3月19日市条例第21号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神にのっとり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、岡山市北区表町三丁目14番1―201号に岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、男女共同参画社会の形成に係る次の事業を行う。

- (1) 学習及び啓発に関すること。
- (2) 交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- (3) 情報の提供及び収集に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 調査及び研究に関すること。
- (6) 総合調整に関すること。
- (7) 託児施設の管理運営に関すること。

(使用の許可)

第3条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、その使用に必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(目的外使用の禁止等)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の処分により使用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、附属設備を使用するときは、規則で定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定める事由に該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒絶

し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (4) その他センターの管理上支障がある者

(行為の制限)

第11条 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類すること。
- (2) 募金その他これに類すること。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終えたとき（使用許可の取消し又は使用停止を受けたときを含む。）は、直ちに職員の指示に従い設備その他を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者が施設又は設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(託児施設の使用)

第14条 託児施設の利用者は、乳幼児1人1時間当たり100円の範囲内で規則で定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(岡山市男女共同参画社会推進センター運営委員会の設置)

第15条 センターの運営について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画社会推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 第2条に規定するセンターの事業に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項
(組織)

第17条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) センター利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に

諮って、別に定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第9条まで、第14条、第16条、別表第1及び別表第2の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年市規則第52号で平成12年4月8日から施行)

附 則 (平成13年市条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市男女共同参画社会推進センター条例の規定は、平成12年4月8日から適用する。

附 則 (平成15年市条例第54号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年市条例第79号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第19条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成25年市条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年市条例第22号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年市条例第 21 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 3 条、第 7 条関係）

1 基本使用料

施設名	使用時間			使用時間		
	午前 10 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 8 時まで	午前 10 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 8 時まで	午前 10 時から午後 8 時まで
会議室A	2,300円	4,600円	2,300円	6,900円	6,900円	9,200円
会議室B	2,300円	4,600円	2,300円	6,900円	6,900円	9,200円

備考 使用時間を午後 8 時以降午後 9 時までを限度として延長する場合は、30 分延長するごとに 620 円を加算するものとする。

2 使用料の割増し

(1) 入場料等割増し

使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の区分により使用料を割増しする。

ア 入場料等の最高額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合 基本使用料の額の 20 パーセント

イ 入場料等の最高額が 3,000 円を超える場合 基本使用料の額の 40 パーセント

(2) 営業割増し

使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって入場させる場合は、基本使用料の額の 100 パーセントを割増しする。

(3) 暖冷房割増し

使用者が暖冷房装置を使用する場合は、基本使用料の額の50パーセントを割増しする。